

2023年度 くまもと未来創造基金アップルシード奨学金 募集要項

1. 目的

一般財団法人くまもと未来創造基金は、熊本県の高校生の米国への交換留学支援事業を行う。

本事業では、高校生交換留学プログラム参加費用相当額の奨学金を、返還義務のない給付型で支給することで、熊本県内の高校生が広く海外に視野を向け、将来的にグローバルに活躍する人材となるのを支援する。そしてそれを通じて、社会の発展に寄与することを目的とする。

当該事業を理解し、留学を希望するものを次の通り募集する。

2. 主催

一般財団法人 くまもと未来創造基金（以下、「財団」という）

3. 事業実施

公益社団法人 日本国際生活体験協会（EIL Japan、以下、「EIL」という）

4. 協力

モンタナ州政府駐日代表事務所

5. 留学先

アメリカ

6. 留学の派遣期間、募集人数

派遣期間	留学開始時期	募集人数
1学年間 (約10か月)	2023年夏	若干名

7. 応募資格

以下の①～⑥のすべてに該当する者。

- ① 2005年（平成17年）4月2日～2008年（平成20年）4月1日に生まれた、受験時に熊本県内の中学校または高等学校に在籍する、中学3年生～高校2年生
- ② 留学先への渡航までの期間、熊本県内の学校に在籍していること
- ③ 米国の中でもモンタナ州への留学を強く希望する者
- ④ 学業優秀かつ品行方正であること
- ⑤ 就学状況及び生活状況について適時報告できること
- ⑥ 心身ともに健康であること

8. 応募書類

出願書類		留意事項
①	奨学生出願用紙	様式 1
②	中学校成績証明書または 通知表のコピー	中学 1 年から 3 年まで、それぞれの学年末の成績および出欠状 況がわかるもの
③	高校成績証明書または通 知表のコピー	最新学期の成績および出欠状況までが記載されているもの
④	学校の先生からの評価表	在籍校の先生へ記入依頼をすること (EIL 高校生交換留学プログラム 2023 年派遣生パンフレット P32-33)
⑤	課題作文	タイトル「自分が本奨学生にふさわしいと思う理由」 下記①②に言及した上で、800 字以上で執筆すること。 ① 留学に向けたこれまでの取り組み ② この留学体験を将来どのように活かしたいか 指定様式はないが、原稿用紙を使用すること。
⑥	所得証明書（全項目）	保護者および同一世帯の成人全員分

応募希望者は、所定様式をダウンロードし、次の出願書類等を提出すること。また、応募書類は返却しない。

必要な様式については、以下ホームページからダウンロードすること。

EIL ホームページ：<https://www.eiljapan.org/>

9. 募集期間

2022 年 9 月 1 日（木）～2022 年 9 月 21 日（水）まで

※郵送のみ受け付け。書類は 2022 年 9 月 21 日（水）までに必着のこと。

10. 問い合わせ・願書提出先

公益社団法人 日本国際生活体験協会（EIL）

TEL：03-5805-3451 FAX:03-5805-3452

e-mail：ayp2023@eiljapan.org

11. 選考試験

(1) 第 1 次選考試験：英語応用力試験・書類審査

試験月日	10 月 2 日（日）
試験会場	熊本市内（予定）
試験科目	英語応用力試験（ELTiS2.0）
合格発表	2022 年 10 月上旬（予定）

筆記試験結果および提出された書類一式を以て第 1 次選考を実施するものとする。

(2) 第2次選考試験：親子面接

試験月日	10月16日(日)
試験会場	熊本市内(予定)
試験科目	保護者同伴面接試験
合格発表	2022年11月上旬(予定)

* 詳細は1次選考通過者に郵送にて通知する。

12. 結果の通知

- (1) 第1次選考試験および第2次選考試験の結果は、文書にて本人へ通知する。
- (2) 選考の経過及び決定の理由については公表しない。

13. 留学内定者の決定

- (1) 第1次選考試験及び第2次選考試験の合格者を留学内定者とする。
- (2) 書類に虚偽が発見された場合及び本事業の留学内定者としてふさわしくないと判断される行為があった等の場合は、決定後であってもこれを取り消すことがある。
- (3) 留学派遣先は米国モンタナ州を予定するが、交換留学プログラムの性質上、派遣州については変更になる可能性がある。

14. 留学費用の助成

留学内定者に対して、プログラム参加費用相当となる163万円を留学助成金として給付する。プログラム参加費用に含まれないものについては自己負担となるため、2023年度「EIL 高校生交換留学プログラム」募集パンフレットにて内容を確認すること。

15. 留学生の義務について

- (1) 奨学生は、派遣決定後、留学中および帰国後に報告書・写真の提出が求められる。提出された報告書および写真は奨学金の原資である寄付を行った方々に報告され、活動の様子などは財団、EIL、寄付者の団体等のホームページやSNS等に掲載する。その際、本名および学校名を提示する。
- (2) 留学先で懲戒処分を受けた場合、もしくは休学・長期欠席により学業継続の見込みがなくなった際には速やかに報告すること。
- (3) 留学先では派遣先国の法律や社会のルールを遵守し、学業に専念すること。
- (4) 帰国後30日以内に、留学報告書及び成績証明書またはそれに代わる書類をくまもと未来創造基金に提出すること。帰国後の住所が留学前と異なる場合には、その変更についても報告する義務がある。
- (5) 帰国後、成果報告会への参加、事業周知及び後輩指導への協力義務がある。

16. 留学生の派遣中止について

留学生が以下の事項に該当した場合には、派遣を中止することがある。派遣中止の場合、2023年度「EIL 高校生交換留学プログラム」募集パンフレットに基づき、取消料を請求する場合がある。

- (1) 応募資格条件を満たさなくなったとき。

- (2) 出願書類の記載事項に虚偽があったとき。
- (3) 留学目的達成の見込みがないと判断されたとき。
- (4) 留学生たるにふさわしくない行為があったとき。
- (5) 留学助成契約書に違反する行為があったとき。
- (6) その他、上記以外の事情によりくまもと未来創造基金において、派遣の中止が適当と判断したとき。

17. 申請書等に記載された個人情報の利用について

- (1) 財団が海外留学支援事業に関して取得する個人情報は、本事業に関する業務に限定して使用するものとする。また、当財団においては、留学生情報の厳重管理により個人情報の保護には万全を期す。
- (2) 申請書に記載された連絡先に、本事業についての連絡をすることがある。

18. 募集説明会について

※応募者は募集説明会への参加を必須とする。ただし、本人または保護者のみの参加でも構わない。

※説明会は事前申込が必須。申込は EIL ホームページ (www.eiljapan.org) またはメール (info@eiljapan.org) から行うこと。

第1回：

日時：8月3日（水）午後7時30分～午後8時30分

場所：オンライン（テレビ会議システム Zoom）

第2回：

日時：8月28日（日）午後3時30分～午後4時30分

場所：くまもと県民交流館パレア 会議室2（熊本市中央区手取本町8番9号）

※同日午後1時30分～3時30分に同会場にて「モンタナ州留学説明会」を実施します。